

補助金の申請から交付までの流れ

(1)「限定運転宣言書」を作成してください。

限定運転宣言書を保有していない方は次により作成してください。

<宣言書を作成していただく場所>

- ・県内すべてのオートボックス、イエローハット、福井県自動車販売店協会会員店の店頭(本チラシの表面に記載した取扱い事業者で作成できます。)
- ・市町の交通安全担当課の窓口
- ・福井県県民安全課内

※ 上記のほか、交通安全母の会が各地で開催する交通安全教室でも作成できます。

(2)後付け安全装置を設置してください。

取扱い事業者(表面を参照)において、後付け安全装置を設置します。併せて、取扱い事業者に、「後付け安全装置購入・設置証明書」への記載を依頼してください。

※ 補助金交付申請書類一式は、装置を設置した取扱い事業者に配置してあるほか、県HPにおいても入手できます。

(3)申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を福井県に郵送(提出)してください。

※ 申請書の受付期間は令和元年8月19日～令和2年3月31日です。

【添付書類】

- ①後付け安全装置購入・設置証明書(取扱い事業者に記載を依頼してください。)
- ②誓約書(暴力団でないこと等の誓約です。)
- ③県税の納税状況の確認について(納税状況の確認に同意をいただきます。)
- ④自動車検査証の写し
- ⑤運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面の写しも必要です。)
- ⑥限定運転宣言書の写し(両面)

(4)「補助金交付決定兼額の確定通知書」が郵送されます。

併せて、請求書の様式も郵送されます。

(5)請求書(補助金交付請求書)を福井県に郵送(提出)してください。

(1～2か月)

(6)補助金が指定口座に振り込まれます。